

海と海浜部の現状及び課題

護岸部

(護岸部)

護岸天端高不足

現在の護岸は暫定護岸のため、所要の天端高が確保されていない。

海岸線が内陸に存在

海岸法に基づく海岸線は現在の護岸ではなく内陸部にあり、塩浜地区の企業、旅客化された塩浜駅、港湾など本来保全すべき施設等が存在する広大な地域が保全区域に指定されていないため、海岸線の明確化が必要である。

早急な高潮対策の実施

海岸線の明確化（海岸保全区域の確定）と利用面にも配慮した高潮対策に基づく直立護岸改修が課題である。

護岸老朽化

護岸は老朽化(鋼矢板腐食、路盤陥没・崩落等)し、台風時に高潮による被害が発生し、早急に対策が必要である。

海辺へのアクセス困難

護岸部は直立護岸（延長約3km）であり、一部企業用地のため、人が海に容易に近づけない。

海辺の市民開放

市民要望も多い海辺へのパブリックアクセス確保・親水性の確保や水遊び・潮干狩りの場の創造が課題である。また、護岸部の利用にあたっては環境保全、市民利用、漁業に配慮した区域分けが必要である。

地域性に配慮した景観形成（かつての遠浅海岸、干潟、アシ原）

(漁港)

漁港機能不足

市川漁港は暫定漁港であるため、漁港機能として不足している。

- ・南風時には安全な係留困難

- ・底曳漁船から岸壁への直接陸揚げが現在出来ない

- ・登録漁船全隻が漁港内に係留できないため、140隻の小型漁船は漁港外に係留

- ・底曳漁船等大型漁船は青潮発生源となる人工湾を航路として利用

- ・漁業施設用地（作業スペースや漁具倉庫等）がないため市道を利用

漁港機能の充実

係留の安全性、荷揚げ作業・荷捌き作業等の利便性の確保、収容能力の拡大、利用航路の変更が課題である。

海の幸を享受できる仕組み必要

- ・市民要望が多い三番瀬の海の幸を享受できる仕組みの検討が課題となっている。

- ・漁業振興のためには、捕る漁業だけでなく売る漁業の可能性の検討も必要である。

J R 市川塩浜駅周辺

交通便利性高く、海に近い立地特性

東京駅まで約20分、湾岸道路が近く交通至便な地であるが、大半が工業専用地域のため、駅周辺地域においては利便性を生かした土地利用が図られていない。また海に近接しているが遊歩道等アクセスルートが整備されていない。

土地利用転換

交通便利性(J R、湾岸線、国道357号)や海辺に近接した立地特性を生かした土地利用転換が必要である。

一体的な再整備

海と近郊緑地に挟まれた立地特性を生かしたこれらとの一体的な再整備が課題である。

人と水と緑のネットワークの形成

近郊緑地と市街地、市街地と海辺へのアクセスルートの確保や近郊緑地と海の海水交流促進が課題である。

行徳近郊緑地

内陸性湿地として整備が不完全

淡水及び海水の流入出が少ないとともに造成整備が完了していないため、滞留域が生じることによる環境悪化に伴い底層部で貧酸素状態になっている。

海との連続性欠如

水辺の鳥の飛来地としての内陸性湿地と海との連続性が欠如している。

内陸性湿地の再整備

海との連携と役割分担を図りながら、多様な生物が生息できる内陸性湿地の再整備を行う。

海水流出入促進

千鳥水門(幅3m)の能力向上、暗渠水路(径2m)の開渠化等による海水流出入促進

海との連続性の確保

暗渠水路の拡幅・開渠化等や遊歩道の整備により海との連続性を確保する。

既成市街地との連携の確保

市民が自然と触れ合い、環境学習の場、憩いの場として利用できるように整備が必要である。

ラムサール条約登録

湿地環境の復元に向けて市川市では三番瀬とともに、国設鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地とすることについて国・県に働きかけている。

水域

(三番瀬)

干潟の消失

地盤沈下等でかつての広大な干潟は消失している。

干潟機能の回復

アサリ等の漁場、潮干狩等の親水空間、シギ・チドリ類の飛来地、海水浄化能力の向上等のため、かつてあった干潟機能の回復が課題となっている。

青潮発生による生態系や漁業への被害

浦安地先までは水深が浅く(A.P-1.0m以浅)、ほとんど平坦な海底地形であるが、周辺には深堀部(A.P-15m)や人工湾(A.P-7~8m)、市川航路(A.P-6.5m)など水深が深い場所が存在し、そこに貧酸素水塊が形成され、青潮の発生源や通り道になっている。

海底地形修復による青潮発生抑制

青潮発生防止のために浦安地先の深堀部、人工湾の埋戻しが課題である。

港湾計画と環境保全の両立

市川航路については浚渫計画があり、環境保全と港湾計画との両立が課題となる。

漁場環境の悪化

青潮発生や海水の停滞により漁場環境が悪化し、岸側でのノリやアサリの漁場は消滅し、漁場の沖合移転を余儀なくされ、漁獲量も減少傾向にある。

漁場環境の修復

青潮発生防止や海水循環促進施策の実施により水質を改善し漁場環境の修復を図る。

ラムサール条約登録

ラムサール条約登録に向けて市川市・浦安市・船橋市が検討している。

市川航路小型船横断時の貨物船との錯綜

塩浜一丁目先端部では航路航行の貨物船からの見通しが悪いいため、漁船等小型船が航路横断する際の貨物船との錯綜の懸念があり、海上保安部からも指摘されている。

市川航路航行時の船舶安全性の確保

(猫実川)

平常時に淡水流入が無い

堆積汚泥の流出・拡散を促進させる恒常的な淡水の供給がない。

雨天時の汚濁負荷流入

雨天時に猫実川流域の雨水が猫実川に集中流入するため、これに伴う汚濁負荷が河口部に流入し、河口部海域環境に影響を及ぼす。

常時淡水流入確保

堆積汚泥の流出・拡散の促進のために、常時淡水流入を確保することが課題である。

(猫実川河口部)

海水滞留域の存在

浦安埋立地の影になる地形的な要因と猫実川の淡水流入不足によって、海水循環が阻害され滞留域が生じているため、有機汚泥が海底に堆積している。

アオサ等の堆積

河口部にはアオサ等の有機物が堆積し、ヘドロ化している。

海水循環の促進、ヘドロ・アオサの除去

海水滞留域の解消（堆積有機物の拡散促進による底質改善等）

猫実川からの淡水流入の常時確保

多様な生息環境の創造としての汽水域形成及びアシ原造成やヘドロ拡散のために常時淡水流入を確保することが課題である。

沈廃船、ゴミ等の存在

プレジャーボートの不法係留や沈廃船の存在、ゴミの不法投棄などにより、適正な水域利用や景観が阻害され、また水質への影響も懸念されている。

水域適正利用の促進

水域の適正利用や水質環境保全、良好な景観形成のために、放置艇対策施設の整備や沈廃船・不法投棄ゴミの撤去が課題である。

スズカモが減少傾向にある。

餌となる生物が減少している可能性がある。

(第二湾岸道路計画)

市川市では、国道 357 号の慢性的な交通渋滞の解消と、市内交通の円滑な処理の早急な対応が必要となっているため、関係自治体 6 市による「第二湾岸道路建設促進協議会」に参加し、整備促進を働きかけてきた。

市川市は、これまでも、東京外郭環状道路との接続や、本地域にランプを設置すること、また、道路の配置や構造については、安全確保や海浜部の貴重な景観に十分配慮することなどを要望してきている。

一方、県は、第二湾岸道路については、里海再生計画とは別に検討することとしている。

三番瀬の自然環境と調和のとれた計画となることを前提として、その構造やルートが明確になることが課題である。

国と県が計画の具体化に向け、協議を進めているため、市川市は、計画の内容を早期に明確化するよう、国と県に対し、引き続き働きかけていく。